

(1)

H29年分「決算・個人サポート」はH30年1月22日～3月12日(予備日13日～15日)です。



会報 No.379 平成29年12月1日(金)発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL：03（3713）1141㈹ FAX：03（3713）1185 H P : www.meguro-aoiro-forum.com

経理事務代行は
お任せください

専属担当者が記帳処理します
月額 2,000 円(税別)～
※料金は事務量により異なります
☎ 03（3713）1141 担当 和田



医療費控除は 領収書が提出不要となりました

明細書を作成して
提出すればOK!!

改正の
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

* 医療費の領収書は自宅で **5年間保存**する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

* 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

Point

明細書は同封(別紙)の“医療費控除の明細書”をご利用ください

—医療費控除の明細書の記載例—

・医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18 □□病院 診療	6,000円	①	
5/28 □□病院 診療	3,400円	①	
5/28 ▲▲薬局 医薬品	700円	②	
国税花子さんが受けた医療			
9/13 ●●診療所 診療	3,300円	③	
	医薬品	1,100円	③



医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先	医療費の区分	支払った医療費額
①国税太郎	□□病院	診療・治療	9,400円
②同上	▲▲薬局	医薬品購入	700円
③国税花子	●●診療所	診療・治療 医薬品購入	4,400円

12

2017/DECEMBER

主な内容

- P 2 年末調整、消費税の申告方法の届け出
平成29年分 決算書・申告書等送付予定
- P 3 平成29年分 決算書・申告書作成の準備
- P 4 「決算・個人サポート」時のQ&A 他

平成29年分「決算・個人サポート」予約申し込み 早とく割500円引き
*平成30年1月12日(金)までに予約を申し込み、2月2日(金)までに第1回目を受講の方

平成29年7月～12月に支払った給与・賞与の報告・納付期限は、平成30年1月22日(月)です

本財団の源泉サポート手続きは

1月12日(金)までにお願いします

*「決算・個人サポート」時期は受けられません



12月に支払う給与、賞与が決まつたら、年末調整を！

年末調整の時期です

〈準備するもの〉

① H29年分の源泉徴収簿

・住所、氏名、生年月日の記入

・1～12月分の給与・賞与の記入

と集計

・給与から控除している社会保険料等、所得税額の記入

② 扶養控除等(異動)申告書・保険料控除兼配偶者特別控除申告書

・各種控除証明書

③ 国民年金・国民年金基金

④ 生命保険料・地震保険料等

⑤ 小規模企業共済等

・H29年1月～12月の年間の

支払金額のわかるもの

⑥ 健康保険料等

⑦ 中途採用者がいる場合は前職の源泉徴収票

⑧ 納付済源泉税納付書

(H29年1～6月分)

⑨ 源泉税納付書

(税務署より送付の未使用分)

⑩ 総括表(各市区町村より送付)

⑪ 事業主・従業員・扶養親族のマイナンバー

(本財団で記入、保管等は致しませんが、総括表提出の際に必要)

消費税の申告・届出が必要な方！
ご注意ください

●消費税の計算方法には、

『一般(原則)課税』

『簡易課税』の2つがあります。

●計算方法の違いにより、納付税額が変わります。どちらを選択したら有利かは納税者により違います。

平成29年分の確定申告から、税理士関与等の納税者には、決算書、申告書は送付されなくなります。

当財団の会員は、以下の通りです。
①めぐろ青色申告会で受講し、代理送信した方、自身でe-taxで送信した方

●どちらを選択したらよいか、わからない方、特にH30年から初めて消費税の課税事業者になる方は、試算を行い、有利な計算方法を選択しましょう。(要予約)

●めぐろ青色申告会で受講、若しくは、自身で決算書等を作成し税務署へ提出した方

●『お知らせハガキ』か

●『お知らせ通知書』

●めぐろ青色申告会で受講、若しくは、自身で決算書等を作成し税務署へ提出した方

●『氏名・住所など事前に記載された決算書、申告書』

●どちらにも、予定納税額や消費税の簡易課税選択など、納税者特有の情報が記載されています。

●『決算・個人サポート』受講の際には、必ずお持ちください。

●国税庁のHPからも白紙の決算書・申告書が印刷できます

(注)「消費税課税事業者届出書」の提出がまだの方は事務局にご相談ください。

**所得税 平成29年分の決算書・申告書等
1/19以降送付予定**

税務署より送付



平成28年分の提出方法によって送られてくる書類が違います！

H29年分 決算書・申告書作成の準備

《決算サポートの流れ》

期間：平成30年1月22日(月)～3月12日(月)(土・日・祝日を除く)

(予備日3月13日(火)～15日(木))

一人約50分程度(予定)で完全予約制

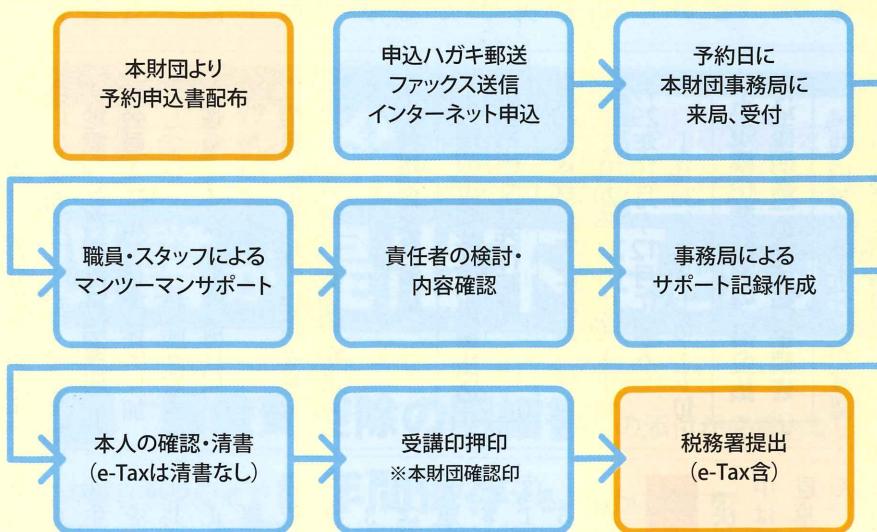
受講料：特別会費基本3,500円(給与・年金のみは1,500円)

準備するもの：同封の『「決算・個人サポート」予約申込のお知らせ』の中面『お持ちいただくチェックリスト』をよくご覧いただき、準備の上ご来局ください。

●サポートの流れ



予約申込書



注意：土地・建物など売却の譲渡サポートは実施しておりません。

事前に税務署へご相談し、「譲渡所得の内訳書」を準備の上決算サポートを受講して下さい。

同封の『「決算・個人サポート」予約申込のお知らせ』をよくご覧ください。

Point

早期予約、早期受講でお得に！

早とく500円引き

1/12(金)までに予約を申込、

2/2(金)までに第1回目受講の方

会員のための
無料相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

土曜の

特別サポート日

(9時～12時)

12月16日(土)

1月13日(土)

1月20日(土)

相続税相談

毎週

水・金曜日

土曜日

(土曜日は土曜の

特別サポート日。

要事前確認

Point

受講4回目以降は、特別会費が
1,000円追加になります

*住宅借入金特別控除、新築等別途特別会費10,000円対象者は除く

《決算サポート前にここをチェック!!》

65万円控除(10万円控除のチェックに加えて)

こうなるとおかしい！

①総勘定元帳チェック

- 現金残高がマイナス→一度でも×
- 預金残高が通帳残高と違う→×
- (入力順の違いによる不一致は○)
- 各勘定科目がマイナス残高→誤っている可能性大

②合計残高試算表チェック

- 貸借の合計があってない→×

Point

帳簿を作成しないと
青色申告認められないよ



10万円控除(重点的に確認してください)

(事業所得)

①売上・仕入

月毎、年間の合計は集計できていますか？

②棚卸

12月末時点で各棚卸資産の数量、最終仕入時の金額で合計していますか？

③自家消費

計上していますか？

(不動産所得)

①賃借人の入替があった場合、帳簿に記入していますか？

・新入居者名

・日割家賃、月額家賃

・礼金、敷金

・入退居に伴う部屋の修繕費、清掃料等

・不動産業者への広告料等

②更新料の記入漏れはないですか？

③固定資産税の支払は記入していますか？(1年分)

④火災保険(賃貸物件に対する)の保険料は記入していますか？

(共通)

①給料賃金、専従者給与は源泉徴収簿と合っていますか？

②大きな修繕、車の買替(事業用)→本財団の事前サポート受けましたか？

